

伊勢原市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）の請求又は申出があった場合において、閲覧事務を適切かつ円滑に行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求・閲覧の申出)

第2条 閲覧の請求又は申出をする者（以下「申請者」という。）は、事前に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求書（第1号様式及び第2号様式。以下「閲覧請求書」という。）又は住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書（第3号様式。以下「閲覧申出書」という。）を提出し、法第11条第2項又は第11条の2第2項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「令」という。）第1条第2項又は第2条第2項に定める次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 国又は地方公共団体の機関による請求

ア 国又は地方公共団体の機関の名称

イ 閲覧者の職名及び氏名

ウ 請求事由（犯罪捜査等のための請求にあつては、法令で定める事務遂行のため必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

エ 請求に係る住民の範囲

オ 事務責任者の職名及び氏名

カ 犯罪捜査等のための請求にあつては、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由

(2) 個人又は法人による申出

ア 申出者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 閲覧者の氏名及び住所

ウ 閲覧事項の利用の目的

エ 活動の責任者の氏名及び住所（申出者が法人の場合は、当該責任者の役職及び氏名）

オ 申出に係る住民の範囲

カ 委託を受けて住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行う場合にあつては、委託者の氏名又は名称及び住所

キ 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

ク 閲覧事項の管理の方法

ケ 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い及び実施体制

(閲覧の申出に係る事項の確認書類)

第3条 令第2条第1項に定める閲覧の申出に係る事項を明らかにするために市町村長が適当と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 第2条第2号アに規定する法人の場合

ア 法人等の概要が分かる書類（法人登記、法人所在地証明など）

イ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を踏まえた事業者の対応が分かる資料（プライバシーポリシーなど）

(2) 法第11条の2第1項第1号、第2号及び第3号の活動事由により閲覧の申出をする場合

ア 請求事由に係る調査や案内等の概要が分かる資料

イ どのような成果物を予定しているかが分かる資料

(3) 委託により閲覧する場合

ア 委託元が委託していることを表す契約書等の写し又は委託している旨の書類

イ 委託元の所在が確認できる資料

（閲覧請求書・閲覧申出書の受付）

第4条 申請者は、閲覧希望日の1月前から14日前までの間で、伊勢原市の執務時間を定める規則（平成元年伊勢原市規則第14号）に定める執務時間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）内に、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、閲覧受付簿（第4号様式）に所要事項を記入し、速やかに閲覧請求書又は閲覧申出書を申請者に送付するものとする。

3 申請者は、閲覧請求書又は閲覧申出書及び前条の閲覧の申出に係る事項の確認書類を閲覧希望日の7日前までに市長に提出するものとする。

4 申請者は、申請（申請者による閲覧の請求又は申出をいう。以下同じ。）を取り消す場合は、閲覧希望日の前日までに市長に申し出るものとする。なお、取消しの申出がない場合は、1回の閲覧が行われたものとして取り扱うものとする。

5 第1項に規定する申込みの期間及び第3項に規定する提出の期限については、犯罪捜査上必要がある場合及び市長が特に必要と認める場合は、当該各項の規定によらないことができる。

（審査及び決定通知）

第5条 市長は、閲覧申出書及び第3条に定める書類により閲覧の申出があったときは、その内容を審査し、閲覧を希望した日の前日までに、住民基本台帳の一部の写しの閲覧決定通知書（第5号様式。以下「閲覧決定通知書」という。）により申出者に通知するものとする。

（閲覧者に関する照会書）

第6条 閲覧者の本人確認を令第2条第3項第2号に規定する文書で照会する場合は、住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書（第6号様式。以下「照会書」という。）を配達記録郵便で閲覧者の住所登録地へ郵送するものとする。

2 照会書の回答欄に記載する閲覧者の氏名及び住所は、第2条第2号イの規定により住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書に記載した閲覧者の氏名及び住所とし、閲覧者本人が署名しなければならない。

(閲覧台帳)

第7条 閲覧台帳は、毎年3月、8月及び12月の末日の住民異動処理が終了した時期に住民基本台帳の一部の写しを出力し、作成する。

(閲覧できる日時・方法)

第8条 閲覧者が閲覧できる日は、水曜日及び木曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及びその翌日並びに業務に支障をきたす場合で市長が特に定める日を除くものとする。

- 2 閲覧時間は、午前9時から午前11時30分まで、又は午後1時30分から午後4時までとする。
- 3 閲覧者は、指定された場所において閲覧を行うものとする。この場合において、事故を防止するため、閲覧者の私物については、定められた場所に置くものとする。
- 4 閲覧者の人数は、閲覧1回につき1人とし、同一の申請者については、同一月内に2回までを限度とする。
- 5 閲覧の回数は、午前・午後とも各1回として取り扱うものとする。
- 6 閲覧者は、閲覧台帳を転記する場合は、閲覧台帳転記用紙（第7号様式。以下「転記用紙」という。）を使用するものとする。この場合の記載については、ボールペン等容易に消すことができないものを使用するものとする。
- 7 市長は、閲覧者が閲覧を終了したときは直ちに、当該閲覧者が転記した内容の確認をし、転記用紙の写しを取り、原本を市が保管し、写しを閲覧者に交付するものとする。
- 8 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、法第11条第1項の規定による請求に係る閲覧については適用しないことができる。

(閲覧日に必要なもの)

第9条 閲覧者は、閲覧日に閲覧決定通知書を持参し、提示しなければならない。

- 2 閲覧者は、令第1条第3項又は第2条第3項第1号に規定する本人確認書類を提示しなければならない。
- 3 閲覧者は、照会書で本人確認を行う場合は、照会書の回答書の提出のほか、次の各号のいずれかの本人確認書類を提示しなければならない。
 - (1) 健康保険、国民健康保険等の被保険者証
 - (2) 年金手帳
 - (3) 市長が本人確認書類として適当と認める書類

(閲覧の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧の申請を拒み、又は閲覧を制限し、若しくは閲覧の中止を命ずるものとする。

- (1) プライバシーの侵害又は差別的事象につながるおそれがあると認められるとき。
- (2) 申請目的が確認できず、不当に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 事務の執行に支障があると認められるとき。
- (4) 天災等により住民基本台帳等が亡失し、又は損傷したとき。
- (5) 閲覧者が、閲覧決定通知書及び第6条第2項の照会書の回答書又は第9条第2項

若しくは第3項の本人確認書類の提示ができないとき。

(6) 閲覧者が次に掲げる事項を遵守しないとき。

ア 閲覧台帳を閲覧場所以外に持ち出さないこと。

イ 閲覧台帳を抜き取り、破損し、又は加筆しないこと。

ウ 閲覧台帳を写真撮影し、又は複写機等により写し取らないこと。

エ 閲覧台帳の上面では筆記しないこと。

オ 職員の指示に従い閲覧すること。

(7) その他相当な理由があるとき。

(閲覧について市長が定める事項)

第11条 法第11条の2第1項第3号で定める市町村長が定めるものの実施内容は、次のとおりとする。

(1) マンションの管理組合が管理業務を行うために当該マンションの居住者を確認する必要があるが、他に手段がないとき。

(2) 訴訟の提起のため相手方の居住関係を確認する必要があるとき。

(3) 間違った郵便物が配達されるといった事情があり、自らの住所に勝手に住所を置いている者がいないかどうかを確認したいとき。

(4) その他、特別の事情により居住関係の確認のために閲覧が必要であるとの申出があった場合で、市長が閲覧を特に必要であると認めたとき。

(公表)

第12条 法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定による閲覧状況の公表は、5月及び11月の年2回とする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第11条第3項関係

ア 国又は地方公共団体の機関の名称

イ 請求事由の概要

ウ 閲覧の年月日

エ 閲覧に係る住民の範囲

(2) 法第11条の2第12項関係

ア 申出者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者又は管理人の氏名）

イ 利用目的の概要

ウ 閲覧の年月日

エ 閲覧に係る住民の範囲

(手数料)

第13条 市長は、閲覧者が閲覧を終了したときは、伊勢原市手数料条例（昭和51年条例第8号）の規定に基づき手数料の額を決定し、閲覧者から手数料を徴収するものとする。

(転記用紙の回収)

第14条 市長は、閲覧者が第10条の規定に抵触していると認めるときは、直ちに転記済みの転記用紙を回収するとともに、閲覧の拒否、閲覧の制限等所要の措置を講ず

るものとする。

(閲覧後の報告等)

第15条 市長は、申請者が調査等の目的で閲覧をした場合は、当該調査等の結果の資料の提出を求めることができる。

2 申請者は、前項の資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年11月1日から施行する。

(伊勢原市住民基本台帳の閲覧等の制限に関する事務取扱要綱の廃止)

2 伊勢原市住民基本台帳の閲覧等の制限に関する事務取扱要綱（平成17年伊勢原市告示第109号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月14日告示第27号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月22日告示第15号）

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市長 殿

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求書

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
請求に係る住民の範囲	区域（町名等を具体的に）			
	対象者（年齢、性別）			
閲覧希望日	年 月 日			

※ 法第11条第1項に基づく請求の場合（ただし、「犯罪捜査のための請求」の場合を除く。）

年 月 日

伊勢原市長 殿

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求書

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲	区域（町名等を具体的に）			
	対象者（年齢、性別）			
閲覧希望日	年 月 日			

※ 法第11条第1項に基づく請求のうち、犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難なものの場合

第3号様式（第2条関係）

住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書

年 月 日

伊勢原市長 殿

次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧をしたいので、申し出ます。
 閲覧にあたっては、住民基本台帳法及び個人情報保護法の規定を遵守し、閲覧によつて知り得た事項は、下記の利用目的以外に使用しないことを誓約いたします。

申 出 者	氏 名 <small>(法人名及び代表者名)</small>	(自署)
	住 所 <small>(所在地)</small>	TEL
共同申出者 <small>(※共同申出者がいる場合)</small>	氏 名 <small>(法人名及び代表者名)</small>	(自署)
	住 所 <small>(所在地)</small>	TEL
閲覧事項の 利用目的		
申出に係る 住民の範囲	区域（町名等具体的に）	
	対象者（年齢、性別）	
閲 覧 者	氏 名 住 所	
閲覧事項取 扱者の範囲	範囲	
	活動責任者	住所（又は役職名） 氏名
閲覧事項の 管理方法	保管方法	
	保管場所	
	保管期間	
	処分方法	
成果の取扱い <small>(調査研究に利用する場合)</small>		
実施体制 <small>(調査研究に利用する場合)</small>		
第三者との委託契 約等により申出を 行う場合の第三者 に関する事項	氏 名 <small>(法人名及び代表者名)</small>	
	住 所 <small>(所在地)</small>	
閲覧予定日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前9時～午前11時30分 <input type="checkbox"/> 午後1時30分～午後4時

※ 法第11条の2第1項に基づいて申出する場合

閱 覧 受 付 簿

閱 覧 日 等		閱覧申請者（住所・会社名等）	目 的	閱覧者及び連絡先 （氏名）	申請書 の送付	取扱者
／ (水)	午前	〒 -----		TEL -----	／	
	午後	〒 -----		TEL -----	／	
／ (木)	午前	〒 -----		TEL -----	／	
	午後	〒 -----		TEL -----	／	
／ (水)	午前	〒 -----		TEL -----	／	
	午後	〒 -----		TEL -----	／	
／ (木)	午前	〒 -----		TEL -----	／	
	午後	〒 -----		TEL -----	／	

※ 周知事項

- 1 市から送付される閲覧請求書又は閲覧申出書を閲覧希望日の7日前までに確認書類を添え提出すること。
- 2 閲覧の可否については、閲覧決定通知書により遅くとも前日までに通知する。
- 3 閲覧時間は、午前9時から午前11時30分、午後1時30分から午後4時までとする。
- 4 予約の取消は、必ず前日までに連絡すること。連絡がないときは1回の閲覧が行われたものとする。
- 5 閲覧は、個人又は法人につき1回1名、同一月内2回までとする。
- 6 転記用紙は、指定の用紙を使用すること。
- 7 閲覧日は、水曜日・木曜日とする。
- 8 受付は、1箇月前から14日前までとする。

第5号様式（第5条関係）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

住所
氏名 様

伊勢原市長

印

このことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 閲覧を承認する。
- 2 閲覧を承認しない。

理 由

（ ）

- 3 閲覧予約日 年 月 日
閲覧日 年 月 日
時 間 午前9時から午前11時30分まで
 午後1時30分から午後4時まで

備考

- ・ 閲覧日当日にこの決定通知書を持参してください。
- ・ 閲覧者の御本人確認をさせていただきますので、次に掲げる書類等を御持参ください。
住民基本台帳カード又は個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書、社員証等（本人の顔写真付きのもの）を御持参ください。
- ・ 文書による照会を行っている場合には、回答書を必ず持参してください（郵送による受付はできません）。

（閲覧を承認しない決定を受けた方へ）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

住所
氏名 様

伊勢原市長

印

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。
上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名し、なつ印のうえ、あなたご自身が持参してください。

(ご注意)

- (1) 回答書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。
- (2) 本書の有効期限は、年 月 日までです。

年 月 日

回 答 書

伊勢原市長 殿

年 月 日付け行った住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

(住 所)

(氏 名)

※ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条第3項第2号に規定する照会書

閲覧台帳転記用紙

No	住 所	氏 名	生年月日	性 別
1			・ ・	男・女
2			・ ・	男・女
3			・ ・	男・女
4			・ ・	男・女
5			・ ・	男・女
6			・ ・	男・女
7			・ ・	男・女
8			・ ・	男・女
9			・ ・	男・女
10			・ ・	男・女
11			・ ・	男・女
12			・ ・	男・女
13			・ ・	男・女
14			・ ・	男・女
15			・ ・	男・女
16			・ ・	男・女
17			・ ・	男・女
18			・ ・	男・女
19			・ ・	男・女
20			・ ・	男・女
21			・ ・	男・女
22			・ ・	男・女
23			・ ・	男・女
24			・ ・	男・女
25			・ ・	男・女

小計 _____

閲覧者
氏 名 _____

合計
